

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	祝田法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和7年5月16日
【提出者及び共同保有者の総数 (名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	B E E N O S 株式会社
証券コード	3328
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の間	法人(外国会社)
氏名又は名称	アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッド (Asset Value Investors Limited)
住所又は本店所在地	英国ロンドン市、キャベンディッシュ スクエア2
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 祝田法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(6)
訂正される報告書の報告義務発生日	令和7年5月7日
訂正箇所	第1 発行者に関する事項 証券コード

(訂正前)

【発行者に関する事項】

発行者の名称	B E E N O S 株式会社
証券コード	3666
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

(訂正後)

【発行者に関する事項】

発行者の名称	B E E N O S 株式会社
証券コード	3328
上場・店頭の間	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所